

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年12月7日(木)午後3時から午後4時15分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
15番 伊藤喜信 委員	16番 久古浩二 委員
17番 大木寛 委員	18番 渡邊弘仁 委員
19番 熱田幸子 委員	20番 川口京子 委員
21番 太田忠治 委員	22番 菱木信治 委員
23番 大木一夫 委員	24番 石井敏雄 委員
25番 椎名勝英 委員	26番 鈴木正夫 委員
27番 伊藤定夫 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 平成29年度第6次農用地利用集積計画(案)について

(別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
2件

議案第4号 匝瑳市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則の制定に
ついて (別冊)

議案第5号 匝瑳市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定に
ついて (別冊)

議案第6号 匝瑳市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規則の制定
について (別冊)

議案第7号 市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180
条の7の規定に基づく協議の変更協議及び変更協議書の締結について
(別冊)

報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
	(2) 利用権の中途解約に係る通知について	1件
その他		

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
市産業振興課職員 2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成29年12月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いいたします。

議長 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、7番石毛甲子男委員、8番郡司武幸委員を指
名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「平成29年度第6次農用地利用集
積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る
12月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告につ
いて、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

14番 本件につきましては、去る12月5日、午後2時より、匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成29年11月27日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成29年度第6次農用地利用集積計画案を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われれます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願いいたします。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本議案には、大木一夫委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて案件ごとに審議、採決します。

最初に第2の所有権移転関係の番号9番を議題とします。大木一夫委員は退席をお願いします。

(大木委員退席)

議長 大木委員が退席しましたので、第2の所有権移転関係の番号9番について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて第2の所有権移転関係の番号9番の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号「平成29年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の第2の所有権移転関係の番号9番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(大木委員着席)

議 長 大木一夫委員が着席されましたので、引き続き議案第1号「平成29年度第6次農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。第2の所有権移転関係の番号9番を除き、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて第2の所有権移転関係の番号9番を除き農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第1号「平成29年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の第2の所有権移転関係の番号9番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
議案第1号「平成29年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の第2の所有権移転関係の番号9番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号1番と3番、4番及び番号6番から8番までは所有権移転に関する件、2番及び5番は利用権設定に関する件であります。

【議案第2号、議案書を基に朗読】

番号1番から8番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

9番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

23番 番号2番について、譲受人は父から農地を使用貸借し農業経営を行うも
ののです。習得している農業技術からみても問題ないと思われ
ます。

番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

1番 番号5番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

20番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

26番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

24番 番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ

いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号、番号1番から2番までを議案書を基に朗読】**

番号1番について、駐車場用地として田977㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑計385㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、譲受人は医院を開業しています。駐車場が不足しているため、既存駐車場に隣接する申請地に駐車場用地として計画するものです。農地区分は、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

19番 番号2番について、申請者は現在両親と同居していますが手狭なため、実家に隣接する申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思わ

れます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「匝瑳市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。なお、本規則案は、「匝瑳市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」の公布をもって、決するものとします。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め、議案第4号「匝瑳市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則の制定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「匝瑳市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則の制定について」採決に入ります。

議案第4号について、「匝瑳市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」の公布を条件とし、原案のとおり決するこ

とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「匝瑳市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について」を議題といたします。なお、本規則案は、「匝瑳市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」の公布をもって、決するものとします。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め、議案第5号「匝瑳市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「匝瑳市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について」採決に入ります。
議案第5号について、「匝瑳市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」の公布を条件とし、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「匝瑳市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規則の制定について」を議題といたします。なお、本規則案は、「匝瑳市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」の公布をもって、決するものとします。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め、議案第6号「匝瑳市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規則の制定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませ

んか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「匝瑳市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規則の制定について」採決に入ります。

議案第6号について、「匝瑳市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」の公布を条件とし、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第7号「市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の変更協議及び変更協議書の締結について」を議題といたします。なお、本協議案は、「匝瑳市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」の公布をもって、決するものとします。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め、議案第7号「市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の変更協議及び変更協議書の締結について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第7号「市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の変更協議及び変更協議書の締結について」採決に入ります。

議案第7号について、「匝瑳市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」の公布を条件とし、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 平成29年度第6次農用地利用集積計画（案）について (別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件
議案第4号 匝瑳市農業委員会事務局規則の一部を改正する規則の制定について (別冊)
議案第5号 匝瑳市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について (別冊)
議案第6号 匝瑳市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会規則の制定について (別冊)
議案第7号 市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の変更協議及び変更協議書の締結について (別冊)
報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件
(2) 利用権の中途解約に係る通知について 1件
でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成29年12月7日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。